

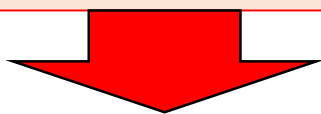
住民税課税者の扶養親族等のみからなる世帯 に対する特別給付金のご案内

宇土市では、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付」の対象にならない世帯に対する市独自の支援事業を実施します。

- 住民税課税者の扶養親族等のみからなる世帯に対する特別給付金は、宇土市が独自に実施する給付事業です。
- 本給付金の対象と思われる世帯には、申請書を送付します。
- 給付金は、1世帯あたり2万5千万円であり、給付を受けた者の令和5年中の課税対象収入となります。
- 【注意】電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付の家計急変世帯の給付の対象となる場合は、本給付金の対象外になります。
- 給付金は口座振込となります。

支給対象となる世帯（①②の全てに当てはまる世帯）

- ① 令和4年度住民税が、課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯
- ② 令和4年9月30日（基準日）に宇土市に住民登録のある世帯



1. 市から対象者あてに申請書を発送
2. 世帯主による申請書の確認
3. 返信用封筒にて申請書、通帳等の写し、本人確認書類などの返送
※同封している返信用封筒にてご返送ください。
4. 給付金の支給（振込）…申請書受付後、概ね3週間で支給します

【返送期限】

令和5年3月10日（金）までに市へ返送をお願いします。

※返送がない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

お問合せ先

宇土市 福祉課 福祉政策係内 給付金担当窓口

TEL：0964-22-1111（内線228・917）

※お問合せの際は、「宇土市独自の給付金の件で」とお伝えいただきますとスムーズにご案内できます。